

維持支援助成金に関する Q & A

(令和 4 年 5 月 30 日現在)

<申請時>

Q 1 年間登録料・データベース登録料は助成対象になるか？

A 1 対象になります。ただし、見積書に該当金額が記載され、申請書内の審査料に含むことが必要です。

Q 2 見積書・契約書は新年度で取得する必要があるか？

A 2 見積書・契約書は原則として新年度の日付のものとしてください。ただし、事前着手の場合であり、且つ、スケジュール的に見積り・契約を前年度に行う必要がある場合には見積り・契約（受審申し込み）が前年度となっても許容されますので、ご相談ください。

なお、契約書の日付は該当する見積書の有効期限内であることが必要です。

Q 3 申請日から交付決定日の間に受審日がある場合、見積書の取得は必要か？

A 3 事前着手と判断しますが、申請段階で請求書が発行されていないため、金額の根拠となる見積書を取得してください。また、その見積書の有効期限内に発行した契約書も用意してください。

Q 4 審査が前年度だが、完了（支払い等）が今年度の場合、助成対象になるか？

A 4 対象になりません。助成の対象は今年度に受審された審査です。

Q 5 見積書にて「別途」「その他」と記載されている費用は助成の対象になるか？

A 5 対象になりません。見積書に該当金額を記載し、申請書の審査料に含めてください。

Q 6 見積書・請求書金額が消費税込みの場合の消費税抜き金額の算出法は？

A 6 税込み金額から消費税を計算（端数を切り捨て）の上、税抜き金額を算出してください。

Q 7 年間登録料・データベース登録料請求書が交付前日付であっても問題ないか？

A 7 問題ありません。

Q 8 助成条件である「県並びに県の関係団体等から助成金を受ける事業は対象としない」とはどういうことか？

A 8 JISQ9100 審査に要する費用について、他の助成を受けている場合には二重には助成されないという意味です。ただし、一部助成の場合でも対象外となりますのでご注意ください。

<報告時>

Q 9 事業期限を過ぎてしまった場合はどうしたら良いか？

A 9 ①第 4 号様式により、中止承認申請書をご提出ください。

②実績報告書（第 5 号様式）も事業に要した実績額¥0 にてご提出ください。

Q 10 実績報告書添付資料入手が間に合わない場合にはどうしたら良いか？

A 10 審査が行われた記録・請求書・支払い記録の添付は必須であり、期限までに同記録が添付できない場合には助成対象として認められませんので、十分ご注意ください。

また、上記以外の添付資料については別途ご相談ください。

Q 11 申請書・報告書・請求書の代表者職氏名・印は同一である必要がありますか？

A 11 同一である必要があります。申請書に記載・使用した代表者職氏名・印をその後に作成する報告書・請求書でも必ず使用してください。

Q 12 事前着手において請求書により申請した場合、実績報告書に見積書添付は

必要か？

A 12 必要ありません。

Q 13 審査機関への振り込み通知書がネットバンキング利用の場合、支払いを証明するものは何でも良いか？

A 13 原則として《提出書類について》内に記載されたものを添付ください。

<交付請求時>

Q 14 助成金交付請求書に関する注意事項は？

A 14 ①代表者職氏名・印は申請書・報告書で同一としてください。

②振込元名義は助成事業者のみ有効です。代表者個人名義からの支払いは立替払いとなりますので、事業者との間で精算が確認できる書類を追加でご用意ください。

③振込元口座を証明する資料は原則として《提出書類について》内に記載されたものを添付ください。